

平成 19 年 3 月 23 日

各 位



会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員
経営企画・財務本部長 兼
人事総務・法務知財本部長 阿 部 康 二
(TEL. 03 - 5259 - 3564)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 23 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更を行うことについて、平成 19 年 4 月 24 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1)会社法施行時に、定款に定めがあるとみなされた内容の新設又は変更を行うものであります(変更案第 4 条、第 8 条及び第 9 条)。
- (2)機動的な資本政策の実施を図るため、自己株式の市場買付等による取得について、取締役会決議により行うことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 7 条)。
- (3)今後に備え、株主総会参考書類その他株主総会招集ご通知の提供書面に記載または表示すべき事項に係る情報の一部について、法務省令に定めるところに従い、インターネットで開示することにより株主の皆様にご提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 14 条)。
- (4)その他、会社法及び関連法令に合わせた用語及び引用条文の変更を行うとともに、全般にわたり構成の整理及び字句の修正、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 4 月 24 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 4 月 24 日(火曜日)

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、915,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株式取扱規程) 第 6 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する<u>手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式及び端株</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、915,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(第 10 条に移設)</p>

現 行	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株並びに新株予約権につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する事務並びに新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(第6条より移設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、<u>毎決算期末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、<u>随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(第8条より移設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。取締役社長に事故あるとき</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式及び端株に関する<u>取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(第12条に移設)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある<u>ときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年1月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長が<u>これを招集し、議長となる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p><u>は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(普通決議の要件)</p> <p>第 11 条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><u>商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、その株主または代理人はその代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印する。</u></p>	<p><u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 14 条 当会社に取締役 10 名以内を置く。</p> <p>(選任) 第 15 条 (条文省略) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(取締役会) 第 17 条 取締役会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 18 条 取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 17 条 当社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 18 条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(第 21 条に移設)</p> <p style="text-align: right;">(第 22 条に移設)</p> <p style="text-align: right;">(第 24 条に移設)</p> <p style="text-align: right;">(第 23 条に移設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>取締役会は、<u>その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることがで</u></p>

現 行	変 更 案
	<p>きる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>(第17条より移設)</p>	<p>第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(第17条より移設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(第17条より移設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(第17条より移設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第19条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p><u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第 22 条 <u>当社は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</u></p> <p><u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><u>第 1 項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催のときまでとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 23 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>前条第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 24 条 <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第 25 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(第 25 条より移設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(第 31 条に移設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第 26 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 27 条 <u>当社の営業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第 28 条 <u>利益配当は、毎決算期末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同決算期末日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 30 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p><u>款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 33 条 <u>当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 36 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上